

O T S 第 1 0 2 号

令和 5 年 8 月 25 日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫 殿

大阪市住之江区南港東四丁目 10 番 108 号

株式会社大阪港トランスポートシステム

代表取締役 美濃出 宏人

事業基本計画等変更認可申請書

北港テクノポート線コスモスクエア～新桜島（仮称）について、事業基本計画等を一部変更したく、鉄道事業法第七条に基づき、事業基本計画等の変更認可を申請いたします。

一 名称及び住所

名 称 株式会社大阪港トランスポートシステム

住 所 大阪市住之江区南港東四丁目 10 番 108 号

二 変更しようとする事項

鉄道事業法第四条第 1 項第八号 (コスモスクエア～夢洲間)

	変更後	変更前
鉄道線路を使用させる有無	有	無
使用させる相手	名称 大阪市高速電気軌道株式会社 代表取締役社長 河井 英明 住所 大阪市西区九条南 一丁目12番62号	—

三 変更を必要とする理由

北港テクノポート線コスモスクエア～新桜島（仮称）間は、夢洲における埋立工程の長期化等により整備を休止していたところであったが、2017年に策定されたIR（総合リゾート）を中心とした夢洲まちづくり構想に合わせ、また夢洲で開催される2025年日本国際博覧会のアクセスとしても活用できることから、コスモスクエア～夢洲間を先行して整備することとしている。

この一駅間について、当社が旅客輸送する場合には、新たに当社単独の運行管理や保守管理に対する経費が必要となり、それらを補うための初乗り運賃が必要となるが、既にコスモスクエアまでの旅客輸送を行っている大阪市高速電気軌道株式会社であれば、既設地下鉄区間と一体的に運営することが可能であることから、運賃も低く抑えることができ、利用者にとって利便性の高い鉄道とすることができる。

こうしたことから、コスモスクエア～夢洲間について、大阪市高速電気軌道株式会社に鉄道線路を使用させるよう、鉄道事業法第四条第 1 項第八号記載の部分について、事業基本計画等の変更認可の申請を行うものである。